

千葉港船橋地区直轄海岸管理実施要領

令和5年3月1日 国関整港管第173号

第1章 通則

(目的)

第1条 この要領は、海岸法（昭和31年5月12日法律第101号 以下「法」という。）第6条第3項の規定に基づき国土交通省告示により公示された工事の区域（以下「直轄施行区域」という。）において適正な管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務所)

第2条 前条に定める直轄施行区域における海岸法施行令（昭和31年11月7日政令第332号 以下「令」という。）第1条の5に規定する権限のうち本要領で定める事務については、関東地方整備局千葉港湾事務所長（以下「所長」という。）が分掌する。

第2章 許可等

(許可申請)

第3条 所長は、直轄施行区域内において、法第7条第1項又は法第8条第1項（同項但し書きにより令第2条に掲げるものを除く。）の規定により許可を受けようとする者（法第10条第1項の場合を除く。）に対して、次に掲げる標準様式の例により申請書を提出させ、次条に定める事項を審査のうえ、適否の判断を付して関東地方整備局長（以下「局長」という。）へ上申するものとする。

- | | |
|--|-----------|
| 一 海岸保全区域内における公共海岸の土地占用 | 別記第1号標準様式 |
| 二 海岸保全区域内での土石（砂を含む。以下同じ。）採取 | 別記第2号標準様式 |
| 三 海岸保全区域内（公共海岸の土地を除く。）における他の施設等の新設又は改築 | 別記第3号標準様式 |
| 四 土地の掘削、盛土、切土、その他海岸管理者が指定した行為 | 別記第4号標準様式 |

2 前項の許可申請において、当該許可行為の内容が、同時に法第7条及び法第8条に該当する場合、又は同時に法第8条第1項の各号のそれぞれに該当する場合については、各々の許可が必要となるので、所長は各々の許可申請書を提出させるものとする。

3 所長は、第1項により提出された申請書の記載事項に不備がある場合、又は申請書に必要な書類が添付されていない場合については、当該申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。

4 所長は、前項により補正を求めたにもかかわらず、当該相当期間を経過しても申請が補正されない場合については、その事情・経緯の報告と合わせて、申請書を局長へ上申する。申請者が補正の意思を有しない場合も同様とする。

5 局長は、第1項の申請について、事務所において受理した日の翌日から原則として21日以内に許可の可否を通知するものとする。但し、不許可の処分をする場合については、その理由を付すものとする。

6 前項の期間については、第3項の補正に要した期間を除くものとする。また、申請内容につ

いて技術的審査等に時間を要するもの、又は年末年始等、実態的に審査することができない期間がある場合は、局長又は所長は、その旨を申請者に連絡し、当該期間を超えることができる。

- 7 局長は、第5項により許可・不許可の処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(許可基準等)

第4条 前条の許可申請があった場合、所長は次に掲げる事項について審査しなければならない。

- 一 当該申請書に海岸法施行規則（昭和31年11月10日農林省・運輸省・建設省令第1号以下「規則」という。）第3条及び第4条の各項に掲げる事項が記載されていること。
- 二 海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれのないこと。
- 三 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 四 一般公衆の利用を阻害するものでないこと。特に、法第7条第1項の規定による占用許可については、当該公共海岸における土地の公共的性格に十分留意のうえ、その用途又は目的を妨げない限度においてなされるものであること。
- 五 海岸保全施設の整備に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 六 当該占用又は行為にあたり他の関係法令による認可・承認等を得る必要がある場合は、当該認可・承認等を得ていること。
- 七 当該土地又は水面において権利を有する地権者、漁業権者等の同意を得ていること。
- 八 安全及び環境保全対策が適正であること。
- 九 土石採取許可の場合にあっては、申請者が砂利採取法上の登録業者であり、採取計画が適正であること。

- 2 前条の許可申請については、法第11条の規定により海岸管理者が占用料又は土石採取料を徴収し、法第36条により地方公共団体に帰属することになるため、所長は、当該申請の申出があった場合、海岸管理者へ遅滞なく連絡し、確認を求めなければならない。

- 3 前項により占用料又は土石採取料が徴収される場合については、所長は、その旨遅滞なく当該許可の申請者に伝えなければならない。

(許可書の交付)

第5条 局長は、海岸の保全に支障を与えない措置として必要に応じ許可条件を付し、所長を経由して申請者に許可書（別記第5号標準様式）を交付するものとする。但し、条件を付すに当たっては、許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課してはならない。

- 2 所長は、許可書を交付するときに次の事項について指示を行うものとする。

- 一 許可を受けた者は、許可行為の行われる現場において、常に許可書を携行すること。
- 二 許可を受けた者は、許可行為の行われる現場の関係者に対し、許可の内容、条件等について十分に周知させること。
- 三 許可を受けた者は、許可行為に着手した場合、すみやかに「着手（開始）届」（別記様式第6号標準様式）を提出すること。
- 四 許可を受けた者は、許可行為が完了した場合、又は工作物等を設置する場合について当該工事が完了した場合、すみやかに「完了届」（別記第7号標準様式）を提出すること。
- 五 申請書の記載事項又は申請内容に変更が生じた場合には、すみやかに申請書を提出すること。

- 3 所長は、前項第4号の「完了届」の提出を受けた場合、許可申請どおりに実施完了していることを確認し、局長に報告するものとする。

(許可期間)

第6条 許可の期間は、原則として下記のとおりとする。但し、必要に応じ期間の更新を妨げない。更新の手続きについては、第4条から前条までの規定を準用する。

- 一 法第7条第1項に規定する占用 2年以内
- 二 法第8条第1項に規定する行為 1年以内

（国、地方公共団体及び海岸協力団体からの協議）

第7条 法第10条第2項の規定により同条同項に規定する者から協議があった場合及び法第23条の3第1項の規定により指定された海岸協力団体から法第23条の7に規定する協議があった場合については、第4条から前条までの規定を準用する。なお、この場合各条各項の「許可」の文言を適宜「協議」あるいは「協議の同意」に読み替える。但し、前条の許可の期間は、「協議のうえ定める期間」とする。

- 2 局長は、前項の協議の同意をした場合は、遅滞なく海岸管理者へその旨を通知しなければならない。

（許可台帳）

第8条 所長は、許可書の交付（前条の協議の同意を含む。）を行った場合、その内容を「直轄海岸施行区域占用、土石採取等許可（協議）台帳」（別記第8号様式）に登載するものとする。

（経過措置）

第9条 直轄施行区域公示以前に、海岸管理者において既になされた許可、協議の同意については、その許可期間又は協議により定められた期間に限り、この章の許可等を受けたものとみなす。

- 2 所長は、前項の許可等に関する事項も、前条の許可台帳に登載するものとする。

第3章 保全の措置

（海岸保全上の区域、物件及び行為の指定）

第10条 所長は、海岸保全の観点から、公共海岸において法第8条の2第1項の括弧書に定める区域、若しくは同項第3号に定める物件、又は令第3条の2第1項第2号に規定する行為の指定が必要とされる場合は、その必要性・内容等について検討のうえ、局長に上申するものとする。

- 2 局長は、前項の上申について、当該指定を行おうとするときは、規則第4条の5に定める公示等の所要の措置を講ずると共に、遅滞なく海岸管理者へその旨を通知しなければならない。

- 3 所長は、前2項により区域、物件及び行為の指定がなされた場合、その旨を第24条に定める「海岸保全施設整備台帳」（別記第9号様式）の沿革欄に指定日、指定内容等を記載し、指定区域の図面を添付するものとする。

第4章 監督処分等

（許可に関する措置等）

第11条 所長は、直轄施行区域において法第12条第1項の各号に掲げる違反行為者による違反行為又は不正行為（以下「違反行為等」という。）があった場合、次の事項について局長に報告するものとする。

- 一 日時及び場所

- 二 違反行為等発見の経緯
- 三 違反行為者の氏名
- 四 違反行為等の状況
- 五 命令の内容
- 六 命令に対する相手方の対応
- 七 その他必要事項

- 2 局長は、前項の報告があり、処分又は措置が必要と判断される場合には、直ちにその行為等を中止させるため、法 12 条第 1 項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずるものとする。
- 3 所長は、第 3 章の許可等を受けた者に対して、法第 12 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当するため、同条第 1 項に規定する処分又は措置を必要とする場合については、その理由等を付して局長に報告するものとする。なお、法第 12 条の 2 の規定により損失の補償を要する場合については、損失の態様、交渉及び協議の状況等についても併せて報告しなければならない。
- 4 局長は、前項の報告があり、処分又は措置が必要と判断される場合には、法 12 条第 1 項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずるものとする。
- 5 第 2 項、第 4 項の場合において、当該相手方が確知できないときは、所長は当該搜索状況も併せて局長へ報告するものとする。
- 6 前項の場合において、局長は、搜索状況を勘案し、法第 12 条第 4 項から第 11 項までの手続きを行うものとする。
- 7 局長は、第 2 項、第 4 項及び前項の処分・措置等を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

（船舶の沈没等に対する措置命令）

第 12 条 所長は、直轄施行区域内において発生した船舶の沈没等により、法第 12 条第 3 項に規定する措置を命ずる必要があると認められる場合は、その必要性、方法等を検討のうえ、その旨を局長へ報告するものとする。

- 2 局長は、前項の報告があり、措置が必要と判断される場合には、法 12 条第 3 項に規定する処分を命ずるものとする。
- 3 前項の場合において、当該船舶の所有者が確知できないときは、所長は当該搜索状況を局長へ報告するものとする。
- 4 前項の場合において、局長は、搜索状況を勘案し、法第 12 条第 4 項から第 11 項までの手続きを行うものとする。
- 5 局長は、第 2 項、第 4 項の措置を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

（海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事）

第 13 条 所長は、直轄施行区域において、海岸管理者以外の者から、海岸保全施設に関する工事施行の申出があった場合は、法第 13 条の規定に基づき、工事承認申請書（別記第 10 号標準

様式)を提出させ、適否の判断を付して局長へ上申するものとする。

- 2 局長は、前項の申請について、事務所において受理した日の翌日から原則として一月以内に承認の可否を、事務所を通じて申請者に通知するものとする。但し、承認しない場合については、その理由も付すものとする。
- 3 所長は、第1項により提出された申請書の記載事項に不備がある場合、又は申請書に必要な書類が添付されていない場合については、当該申請者に対し、相当な期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。なお、前項の期間については、補正を要した期間を除くものとする。
- 4 局長は、第1項の申請に対する承認の可否及び法13条第2項による協議を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(操作規則)

- 第14条** 所長は、直轄施行区域内において、法第6条第2項の規定に基づき国土交通大臣が行う海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事（以下「直轄工事」という。）により操作施設を新設又は改良した場合は、法第14条の2第1項に定める操作規則を作成し、局長へ上申するものとする。
- 2 局長は、前項の規定に基づき上申された操作規則について、あらかじめ海岸管理者の意見を聴くとともに、法第14条の2第3項の規定に基づき関係市町村長の意見を聴いたうえで、定めるものとする。
 - 3 前2項の規定は、操作規則の変更について準用する。

(操作規程)

- 第15条** 所長は、直轄施行区域内において、法第14条の3第1項に定める操作規程の承認申請があった場合は、適否の判断を付して局長へ上申するものとする。
- 2 局長は前項の上申があった場合は、あらかじめ海岸管理者の意見を聴くとともに法14条の3第3項の規定に基づき関係市町村の意見を聴いたうえで承認するものとする。
 - 3 法第14条の3第4項の規定に該当する場合は、前2項の規定を準用する。なお、第1項及び第2項の「承認」については、それぞれ「協議」及び「協議に同意」と読み替えるものとする。
 - 4 前3項の規定は、操作規程の変更について準用する。

(兼用工作物の工事)

- 第16条** 所長は、直轄施行区域において、海岸保全施設と他の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）の効用を兼ねようとする場合は、当該他の工作物の管理者と協議を行うため、兼用の必要理由、施行区分、費用負担、維持管理方法の協議内容を添えて局長へ上申するものとする。
- 2 局長は、前項の協議が整った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(災害時における緊急措置)

第17条 所長は、直轄施行区域内において、法第23条第1項の規定に基づく使用、収用又は処分（以下「緊急措置」という。）が必要であると判断される場合は、当該緊急措置を実施することができるものとする。なお、緊急措置を実施した場合は、速やかに局長にその旨を報告しなければならない。

2 所長は、法第23条第2項の規定に基づき、前項の緊急措置に関わる業務にその付近に居住する者又はその現場にある者（以下、「現場にある者等」という。）に従事させる必要があると判断される場合は、当該緊急措置に関わる業務に従事する者の安全が確保できると認められる場合に限り、現場にある者等を当該緊急措置に関わる業務に従事させることができるものとする。なお、現場にある者等を緊急措置に関わる業務に従事させた場合は、速やかにその旨を局長に報告しなければならない。

3 前2項に規定する緊急措置及び緊急措置に関わる業務に現場にある者等に従事させる権限並びに報告義務については、所長に連絡が取れない場合、又は出張等の場合で所長と連絡が取れても的確な状況判断が困難であると所長が判断した場合は、「千葉港湾事務所災害時対応マニュアル」に定める組織代行順位により、該当者が代行できるものとする。

4 千葉港湾事務所災害対応担当職員（以下、「災害対応担当職員」という。）と直轄施行区域において、緊急時に応急措置等を実施すべき現場で対応を行う者（以下、「現場対応者」という。）は、携帯電話等の連絡用通信機を携帯し、常時連絡がとれる状態にしておくよう努めなければならない。なお、現場対応者とは以下の者を想定している。

- 一 当局職員
- 二 発注者支援業務等の受注者
- 三 当局工事受注者
- 四 災害時の応急対策業務に関する協定等の締結先会員
- 五 海岸管理者（千葉県）

5 所長は、第2項に規定する「現場にある者等を当該緊急措置に関わる業務に従事させる」場合は、以下に掲げる措置等を行わなければならない。

- 一 現場対応者から、現場にある者等の氏名及び従事させる被害防止措置業務内容等を確認すること。
- 二 次の事項を明示して口頭で要請すること。
 - イ 目的
 - ロ 作業の内容
 - ハ 根拠法令
 - ニ その他必要事項

6 所長は、第1項の規定による緊急措置により損失を受けた者がある場合は、その者の氏名、緊急措置との因果関係、補償の内容・方法及び相手方との協議内容等について、局長に報告するとともに所要の措置を要請するものとする。

7 前項の場合、所長は、関東地方整備局港湾空港部の関係各課と協議を行うものとする。

8 所長は、第2項の規定により現場にある者等を緊急措置に関わる業務に従事させたことによって、法第23条第5項に規定する損害の補償の請求があった場合は、当該請求者に規則第7条の2第1項から第3項に規定する請求書及び添付図書を提出させ、局長に上申するものとする。

- 9 前項の損害補償の請求に対する規則第7条の2第4項の通知、同条第1項括弧書の補償の額の変更請求、同条第5項の支給停止に関する書面の提出については、所長を経由して行うものとする。

（協議会）

第18条 所長は、法第23条の2に規定する協議会を組織する必要がある場合は、協議会の目的及び構成等を付して、局長に上申するものとする。

（海岸協力団体）

第19条 所長は、直轄施行区域内において、法第23条の3第1項の規定による海岸協力団体の指定を受けようとする団体からの申請があった場合は、申請書類を確認のうえ、局長へ上申するものとする。

- 2 局長は、前項により提出された申請に基づき、法第23条の3第1項の規定による海岸協力団体の指定を行うとともに同条第2項の規定による公示を行うものとする。

- 3 法第23条の3第3項に規定する変更の届出及び同条第4項に規定する変更事項の公示については、それぞれ第1項及び前項の規定を準用するものとする。

- 4 所長は、法第23条の5第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による命令が必要と認められる場合は、その旨を局長に上申するものとする。

- 5 所長は、海岸協力団体が法第23条の5第2項の規定による命令に違反したと認められる場合は、その旨を局長に報告するものとする。局長は、当該報告に基づき必要に応じ当該海岸協力団体の指定を取り消すものとし、指定を取り消した場合は、同条第4項の規定による公示を行うものとする。

- 6 局長は、第2項（第3項による準用の場合を含む。）及び前項の公示を行った場合は、遅滞なくその旨を海岸管理者に通知しなければならない。

第5章 雑則

（海岸巡視）

第20条 所長は、平常時の海岸管理の一環として定期的に直轄施行区域の巡視を行うこととし、別途、巡視に関して必要な事項を定め、局長へ報告するものとする。

（直轄施行区域及び施設等の解放・立入りに関する措置）

第21条 所長は、直轄工事の完了・廃止により海岸保全施設を海岸管理者へ引渡す前に、海岸保全施設の全部又は一部を、一般公衆の利用に供し、立ち入らせようとする場合は、その範囲、公表方法、安全対策、維持管理対策等に関する事項を策定し、局長の承認を経るものとする。

（海岸保全施設整備台帳）

第22条 所長は、直轄工事の完了・廃止により海岸保全施設を海岸管理者へ引渡すまでの間、各年度の施設の整備状況を記録するため「海岸保全施設整備台帳」（別記第9号様式）を整備し、図面等と共に保管するものとする。

- 2 前項に定める「海岸保全施設整備台帳」については、当該年度分を調整した後、翌年6月末

日までに、一部を関東地方整備局港湾空港部港湾管理課へ送付するものとする。

附則

- 1 この要領は、直轄施行区域の告示日から適用する。
- 2 この要領の適用期間は、千葉港船橋地区海岸において法第6条第3項の規定に基づき公示された直轄施行区域において、直轄工事開始のため国が海岸管理者から海岸保全施設の引き渡しを受けた日から、当該工事の完了又は廃止により国から海岸管理者へ引き渡しを行った日までとする。

占用許可申請書

年 月 日

国土交通省関東地方整備局長 殿
(千葉港湾事務所経由)

申請者住所
氏 名

海岸法第 7 条第 1 項に基づき、海岸保全区域の占用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 海岸の名称
2. 海岸保全区域の占用の目的
3. 海岸保全区域の占用の期間
4. 海岸保全区域の占用の場所
5. 工作物の名称又は数量
6. 施設又は工作物の構造
7. 占用面積
8. 工事実施の方法
9. 工事実施の期間

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 占用しようとする位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 占用しようとする土地の範囲及び面積計算図。
 - ウ. 当該工作物等の工事設計書及び工事工程（当該工作物に係る設計計算、材料及び工法の概要を記載した書類）。
 - エ. 当該工作物等の規模及び構造を表示した平面図、立面図、断面図及び構造図（当該工作物の種類、規模等により、その必要がないときは、これらの一部を省略することができる。）。
 - オ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - カ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A 4 版規格とする。
3. 本要領第 7 条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「許可申請書」を「協議書」に、「海岸法第 7 条第 1 項の許可を申請します。」を「海岸法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

土砂採取許可申請書

年 月 日

国土交通省関東地方整備局長 殿
(千葉港湾事務所経由)

申請者住所
氏 名

海岸法第8条第1項に基づき、海岸保全区域において同項第1号に掲げる行為をするため許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 海岸の名称
2. 行為の面積
3. 土石の採取の目的
4. 土石の採取の期間
5. 土石の採取の場所
6. 土石の採取の方法
7. 土石の採取量
8. その他参考となるべき事項

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 土石を採取しようとする区域の位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 土石を採取しようとする区域の範囲及びその土石採取前の地盤高又は水深を表示した平面図。
 - ウ. 土石を採取しようとする区域の土石採取後の地盤高又は水深を表示した平面図。
 - エ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - オ. 当該採取行為が、周辺の自然環境に与える影響、隣接する護岸等の工作物への影響等について調査した資料及び環境保全対策・安全対策のために講ずる措置について記載した書類。
 - カ. 採取作業に関する安全対策措置等に関する書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 当要領第7条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「許可申請書」を「協議書」に、「海岸法第8条第1項の許可を申請します。」を「海岸法第10条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

新築改築許可申請書

年 月 日

国土交通省関東地方整備局長 殿
(千葉港湾事務所経由)

申請者住所
氏 名

海岸法第8条第1項に基づき、海岸保全区域において同項第2号に掲げる行為をするため許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 海岸の名称
2. 行為の面積
3. 施設又は工作物を新設又は改築する目的
4. 施設又は工作物を新設又は改築する場所
5. 新設又は改築する施設又は工作物の構造
6. 工事实施の方法
7. 工事实施の期間
8. その他参考となるべき事項

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 設置しようとする位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 設置しようとする施設の範囲及び面積計算図。
 - ウ. 当該施設の工事設計書（当該施設に係る設計計算、材料及び工法の概要を記載した書類）。
 - エ. 当該施設の規模及び構造を表示した平面図、立面図、断面図及び構造図（当該施設の種類、規模等により、その必要がないときは、これらの一部を省略することができる。）。
 - オ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - カ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 本要領第7条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「許可申請書」を「協議書」に、「海岸法第8条第1項の許可を申請します。」を「海岸法第10条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

制限行為許可申請書

年 月 日

国土交通省関東地方整備局長 殿
(千葉港湾事務所経由)

申請者住所
氏 名

海岸法第8条第1項3号に基づき、海岸保全区域において同項第3号に掲げる行為をするため許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 海岸の名称
2. 行為の面積
3. 行為の目的
4. 行為の内容
5. 行為の期間
6. 行為の場所
7. 行為の方法
8. その他参考となるべき事項

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 行為をしようとする場所及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 行為をしようとする範囲及び面積（作業に伴い必要となる区域を含む。）計算図。
 - ウ. 当該行為を必要とする関連工事又は事業等の概要を示す図書等。
 - エ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - オ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 本要領第7条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「許可申請書」を「協議書」に、「海岸法第8条第1項の許可を申請します。」を「海岸法第10条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

許 可 書

第 号

申請者住所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった海岸保全区域内の〇〇〇〇については、
別紙条件を付して海岸法（昭和 3 1 年法律 1 0 1 号）第〇条第〇項の規定に基づき下記
のとおり許可する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して 6 0 日以内に国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0
号）の規定に基づく審査請求をすることができる。

年 月 日

千葉港船橋地区海岸管理者の権限代行者
国土交通省関東地方整備局長

記

1. 海岸の名称
2. 行為の目的
3. 行為の期間
4. 行為の場所
5. 工作物の名称又は種類
6. 施設又は工作物の構造
7. 工事实施の方法
8. 工事实施の期間
9. 占用面積等
10. 占用料（又は土石採取料）

注意

1. 申請のあった行為の内容に応じて、適宜記載すること。
2. 第 8 条第 2 項に定める事項及びその他付与条件は別紙に記載すること。
3. 許可書用紙の大きさは、A 4 版規格とする。
4. 本要領第 7 条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、表題「許可書」を
「同意書」に修正すること。

別記第 5 号標準様式別紙

許可条件

- 一 許可を受けた者は、許可行為の行われる現場において、常に許可書を携行すること。
- 二 許可を受けた者は、許可行為の行われる現場の関係者に対し、許可の内容、条件等について十分に周知させること。
- 三 許可を受けた者は、許可行為に着手した場合、すみやかに「着手(開始)」届を提出すること。(別記様式 6 号)
- 四 許可を受けた者は、許可行為が完了した場合、または工作物等を設置する場合について当該工事が完了した場合、すみやかに「完了届」(別記第 7 号標準様式)を提出し、申請どおり工事が実施されていることについて確認の検査を受けること。
- 五 申請書の記載事項あるいは申請内容に変更が生じた場合には、すみやかにその旨の申請書を提出すること。但し、許可の受けた者の氏名、住所の変更については、所長に届け出ること。
- 六 占用の期間が満了したとき(占有許可が取り消されたとき、占有を廃止したとき、又は占有を中止したときを含む)は、所長の指示に従い、現状回復すること。なお、原状回復に要する費用は占有者の負担とする。
- 七 許可に基づく権利は、他に譲渡又は転貸しないこと。
- 八 許可を受けた者が死亡し、合併により消滅し、又は分割により当該許可に基づく権利義務を承継させたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に基づく権利義務を承継した法人は、その死亡、合併または分割の日から一月以内に権利義務承継について所長に届け出ること。
- 九 占用料は、別途海岸管理者の指示に従って納入すること。

注意

1. 第 8 条第 2 項に定める事項以外の許可条件については、港湾海岸関係例規集第 8 章その他占有許可の様式例及び事例 3. 本事例についての留意事項を参考とし、状況に応じて適宜適切な条件等を付与すること。
2. 別紙用紙の大きさは、A 4 版規格とする。
3. 本要領第 7 条(国及び地方公共団体からの協議)の場合については、表題及び条件に記載の「許可」を「同意」に修正すること。

着手（開始）届

年 月 日

国土交通省関東地方整備局長 殿
(千葉港湾事務所経由)

許可を受けた者の住所
氏 名

年 月 日付国関整港管第 号により許可（同意）を受けた〇〇〇〇
について、 年 月 日に許可行為に着手（を開始）した旨報告いたします。

注意

1. 許可を受けた行為の内容に応じて、適宜記載すること。
2. 着手届用紙の大きさは、A 4 版規格とする。

完了届

年 月 日

国土交通省関東地方整備局長 殿
(千葉港湾事務所経由)

許可を受けた者の住所
氏 名

年 月 日付国関整港管第 号により許可(同意)を受けた〇〇〇〇
について、下記のとおり完了した旨報告いたします。

記

- | | |
|----------|-------|
| 1. 着手年月日 | 年 月 日 |
| 2. 完了年月日 | 年 月 日 |
| 3. 完成図面 | |
| 4. 完成写真 | |
| 5. 添付図書 | |

注意

- 「3. 完成図面」「4. 完成写真」、「5. 添付図書」は、工作物占用設置、土砂採取等内容に応じて適宜添付すること。
- 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。

別記第 8 号様式

直轄海岸施行区域占用、土砂採取等許可（協議）台帳

海岸名		所轄事務所	
許可（協議）申請年月日	年 月 日	許可申請場所	
文 書 番 号			
申 請 者 名			
		許可申請目的	
申 請 者 住 所			
申 請 書 受 理 年 月 日	年 月 日	許可内容	
(局 上申年月日)	()	例 ・ 占用する土地等の範囲及び面積（土砂採取する区域及び面積）	
許 可 同 意 年 月 日	年 月 日	・ 工作物の種類、規模及び構造	
文 書 番 号		・ 土砂採取量、採取方法	
許 可 期 間	自 年 月 日	・ 関係権利者の同意関係	
	至 年 月 日		
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 了 年 月 日	年 月 日		
許 可 更 新 履 歴		添付関係図書一覧	
当初許可年月日	年 月 日		
前回許可期間	自 年 月 日		
	至 年 月 日		

*適宜、位置図・平面図・深浅図・構造図等を添付すること。

別記第 9 号様式

海岸保全施設整備台帳

施設番号 No.

施設の名称				沿 革				
場 所								
施設の構造								
年月日	負 担 率	取得時又は増		減		現 在		備 考
		数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	
		円		円		円		

*適宜、位置図・平面図・深浅図・構造図等を添付すること。

工事承認申請書

年 月 日

国土交通省関東地方整備局長 殿
(千葉港湾事務所経由)

申請者住所
氏 名

海岸法第13条第1項に基づき、海岸保全施設に関する工事の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 海岸の名称
2. 場所
3. 目的
4. 工作物の構造
5. 工作物の名称又は種類
6. 工事の実施方法
7. 工期
8. 工事の名称又は種類

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 施行しようとする位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 施行しようとする工事の範囲及び面積を表示した平面図。
 - ウ. 当該工作物の工事設計書（当該工作物に係る設計計算、材料及び工法の概要を記載した書類）。
 - エ. 当該工作物の規模及び構造を表示した平面図、立面図、断面図及び構造図（当該工作物の種類、規模等により、その必要がないときは、これらの一部を省略することができる。）。
 - オ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - カ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 法第13条第2項に規定する協議についての様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「工事承認申請書」を「工事協議書」に、「海岸法第13条第1項の承認を申請します。」を「海岸法第13条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

(参考)

所長が第17条第5項第2号に基づく要請をする場合の例

「私は関東地方整備局千葉港湾事務所長の〇〇です。××（現場にある者等の氏名）さんがいる現場において、■■■（津波、高潮等）による被害を防止する措置をとるため、緊急の必要があることから、海岸法第23条第2項の規定により、▲▲（作業内容）の作業に従事してください。なお、作業は安全に配慮した上でお願いしていますが、危険を感じたときは、現場対応者の指示に関わらず、ただちに安全な場所に避難してください。」